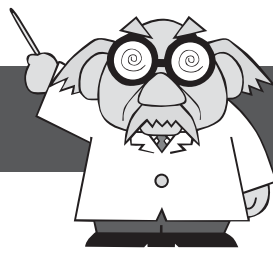


保健福祉課からのお知らせ



○風しんワクチン接種の費用を助成します

風しんが全国的に流行しており、和歌山県内でも20代～40代を中心に風しん患者が増加しています。

妊婦が妊娠早期に風しんに感染すると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

町では、妊婦とその子どもを風しんから守るため、緊急風しんワクチン接種事業と接種費用助成を実施します。



- 接種対象者** 日高川町に住民登録している方で
 - ①妊娠を予定または希望している19歳以上50歳未満の女性
 - ②妊娠している女性の配偶者(母子手帳で確認します)
- 接種期間** 平成25年5月21日から平成26年3月31日まで
- 接種費用** 無料 ※風しん単独ワクチンの他、麻しん・風しん混合ワクチンを接種することがありますが、どちらも助成対象になります。

接種前に、印鑑をご持参の上、役場保健福祉課、または各支所に申請してください。無料接種券を発行し、必要な書類をお渡しします。
注) 妊婦の夫が申請する場合は母子手帳が必要です。
※5月21日以降、自己負担で接種された場合は、役場窓口までご連絡ください。

○重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。
7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。
(旧受給者証は、8月以降使用できませんのでご注意ください。)



○重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。
引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。
また新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問い合わせください。

認定要件	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)
-------------	--

○障害のある65歳～74歳の方へ

～長寿医療(後期高齢医療)への加入を選択できます～
「65歳以上で一定の障害のある方」は、長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入することができます。
加入を希望される方は、申請が必要です。

以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 中津振興課 ☎54-0321 美山振興課 ☎56-0321

ご寄付を ありがとうございます

先日、日高川交流センターで開催された「ふるさとからの贈り物コンサート」に出演した、にしゆきさんがJA紀州中央のきちゅうくんと役場を訪れ、「台風12号の災害復興に役立ててください。」と町長に寄付金10万円を贈呈されました。寄付金は、今回のコンサート開催のお礼と感謝をこめて、にしさん個人よりいただいたもので、町長は「必ず有効に活用させていただきます。ありがとうございました。」と感謝しました。



住民課からのお知らせ

60歳以上で退職されている方へ

住所や氏名を変更したときは、お近くの年金事務所に住所変更届や氏名変更届の提出をお願いします!

日本年金機構では、年金に関する重要なお知らせを確実にお届けするため、住所や氏名の把握を行っています。

■重要なお知らせについて

- ①年金の受給開始年齢になる方に対し、年金請求書等を送付します。
- ②年金を請求されていない方へ、年金の請求手続きに関するお知らせを送付します。

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、正確な住所の把握を行います。

日本年金機構が把握している情報に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認を行い、確認ができた方について住民票コードを収録します。

▶住民票コードが収録できた方は、平成25年10月から「住所変更届」の提出が不要になります。

- 平成25年8月以降に、60歳以上(年金受給者を除く)の方へ、住民票コードの収録状況をお知らせします。
- 住民票コードが収録できた方でも、氏名を変更したときは、お近くの年金事務所へ「氏名変更届」の提出をお願いします。

詳しくはお近くの「年金事務所」「ねんきんダイヤル」☎050-05-1165(平日8:30~17:15)までお問い合わせください。※IP電話・PHSからは☎03-6700-1165



ひとり親家庭医療費受給者証の更新のお知らせ

ひとり親医療費受給者証の使用期限は7月末日となっております。
7月上旬に更新申請書を受給者の方々にお送りしますので、7月未だに更新の手続きを行ってください。
(旧受給者証は、8月以降使用できませんのでご注意ください。)

■お問合せ 住民課 ☎22-1701